

政務活動費の指針 新旧対照表

改定案	現行
I 政務活動費制度の経緯 (略)	I 政務活動費制度に至る経緯 (略)
II・III (略)	II・III (略)
IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針 1 全ての経費に共通する運用指針 (1) (略) (2) 支出に係る証拠書類等の取扱い ア 領収書 ①～⑤ (略) (削除) ..... P6  ⑥ その他(留意事項) 収入印紙の貼付は、当該領収書の証明能力を左右するものではないが、印紙税法上、印紙税が課されないものを除き、5万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)の支出の場合は、収入印紙の貼付及び消印又は印紙税納税の表示が必要なことに留意すること。 イ～キ (略) (3)～(6) (略) 2・3 (略)	IV 政務活動費の充実に当たっての運用指針 1 全ての経費に共通する運用指針 (1) (略) (2) 支出に係る証拠書類等の取扱い ア 領収書 ①～⑤ (略) ⑥ 発行者の印 <u>領収書の発行者の印(印影の刷り込みを含む。)があること。ただし、慣例的に押印が省略されて発行される鉄道切符の領収書、郵便局の領収書などについては、この限りでない。</u> ⑦ その他(留意事項) 収入印紙の貼付は、当該領収書の証明能力を左右するものではないが、印紙税法上、印紙税が課されないものを除き、5万円以上(消費税及び地方消費税を除く。)の支出の場合は、収入印紙の貼付及び消印の押印又は印紙税納税の表示が必要なことに留意すること。 イ～キ (略) (3)～(6) (略) 2・3 (略)
V 政務活動費に係る書類の取扱い 1 事前確認 ..... P36 <u>政務活動費の適正かつ円滑な運用に資するため、令和5年度交付分から、会派及び議員が支出伝票(別記参考様式2)及び支出に係る証拠書類等を議長に提出するに当たり、次のとおり議長による事前確認を実施する。</u> (1) 事前確認書類の提示時期 <u>会派及び議員は、支出伝票(別記参考様式2)及び支出に係る証拠書類等について、原則として、次のとおり議長へ提示するものとする。</u> <u>なお、この提示は、政務活動費の支出内容を確定させるものではない。</u>	V 政務活動費に係る書類の取扱い (新規)

改定案

現行

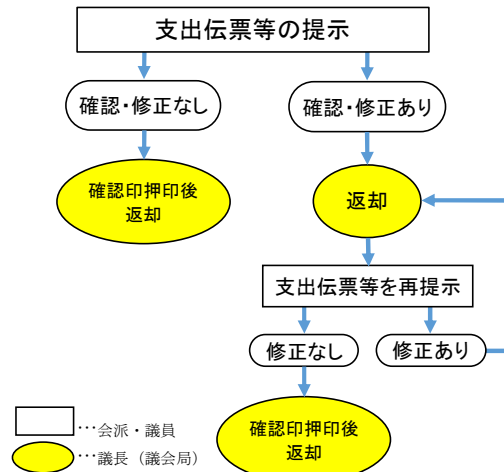
- 4月～6月支出分 → 7月末日まで
- 7月～9月支出分 → 10月末日まで
- 10月～12月支出分 → 1月末日まで
- 1月～2月支出分 → 3月15日まで
- 3月支出分 → 4月10日まで

※ 改選期の4月支出分の提示時期は、別に議長が定める日とする。

(2) 事前確認の主な内容

- 議長は、主として「使途が政務活動費に充てることができる経費の範囲（政務活動に要する経費）に適合しているか」及び「添付書類の不足はないか」について確認する。
- 事前確認の結果、提示された書類について議長が修正又は追加の必要があると認めた場合は、会派又は議員に対し、修正等を求める。
- 修正等を求められた会派又は議員は、必要な修正等を行い、改めて議長に提示する。
- 議長は、事前確認後、支出伝票（別記参考様式2）に確認済みの表示を行う。

【参考：事前確認の流れ】



改定案

- 2 収支報告書の提出
- 3 会計帳簿（政務活動費出納簿）の写しの提出及び原本の保存
- 4 証拠書類等の写しの提出及び原本の保存

【会計帳簿（政務活動費出納簿）及び証拠書類等の保存期間の例】 . . . . . P37

対 象	保 存 期 間	
	起算日	末日
平成31年4月交付分	令和元年6月30日	令和6年6月29日
令和元年度（5月～3月）交付分	令和2年5月1日	令和7年4月30日
令和2年度交付分	令和3年5月1日	令和8年4月30日
令和3年度交付分	令和4年5月1日	令和9年4月30日
令和4年度交付分	令和5年5月1日	令和10年4月30日

※ 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例第13条第2項の規定により議長提出を行った場合（会派消滅等）を除く。

5 インターネットの利用による収支報告書等の公開 . . . . . P38

- 神奈川県議会政務活動費の交付等に関する条例施行規程第8条の規定に基づき、令和6年度から、前年度交付分について、議長提出された収支報告書並びに会計帳簿の写し及び証拠書類等の写し（以下「収支報告書等」という。）のインターネットの利用による県議会ホームページ上での公開を行う。
- ただし、令和5年度交付分に係る県議会ホームページ上での公開対象書類は、改選後の5月交付分以降のものに限る。
- インターネットの利用による県議会ホームページ上での公開は、書面による閲覧開始日の翌日から起算して2月以内に開始し、会派及び議員が収支報告書等を議長に提出する期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで掲載する。

6 その他の関係書類

VI この「指針」の適用時期 . . . . . P40

改定したこの「指針」は、令和5年4月に交付される政務活動費から適用するものとする。  
 なお、現行の「政務活動費の指針（令和4年3月）」は、令和5年3月に交付される政務活動費まで適用することとする。

現行

- 1 収支報告書の提出
- 2 会計帳簿（政務活動費出納簿）の写しの提出及び原本の保存
- 3 証拠書類等の写しの提出及び原本の保存

（新規）

（新規）

4 その他の関係書類

VI この「指針」の適用時期

改定したこの「指針」は、令和4年4月に交付される政務活動費から適用するものとする。  
 なお、現行の「政務活動費の指針（令和2年3月）」は、令和4年3月に交付される政務活動費まで適用することとする。